

様式第5号（第5条関係）
指令第7-27号

一般廃棄物処理業許可証

住 所(所在地)

名古屋市南区豊田二丁目18番3号

氏 名(名称及び代表者名)

株式会社西山商店

代表取締役 西山幸光

武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第13条第1項の規定による令和6年2月1日
付けの一般廃棄物処理業に係る許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和6年2月5日

武豊町長 粉山 芳輝



1. 業務の種類別 事業系可燃（荷下ろしに限る）

2. 許可の区域 武豊町内全域

3. 有効期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 許可条件
- （1）関係法令を遵守し、廃棄物が飛散、流出しないようにすること。
 - （2）武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第16条第1項及び同条第2項に該当する下記の事項が生じたときは、本許可証を添えて遅滞なく届け出ること。
ア 営業の全て又は一部を休止又は廃止したとき
イ 廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第2条の6第1項に規定する事項の変更
（ア）氏名及び名称 （イ）法定代理人 （ウ）役員及び政令で定める
使用人 （エ）事務所及び事業所の所在地 （オ）事業の用に供する
主要な施設並びにその設置場所 （カ）主要な設備の構造又は規模
 - （3）許可区域外へ廃棄物の運搬を行うときは、武豊町と運搬先の市町村
との一般廃棄物処理計画の調和協議が整った後に行うこと。